

宮環推発第 号
令和6年4月 日

宮代町内の空き家所有者・管理者の皆様

宮代町環境資源課長

「宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例」の制定と 空き家対策の強化について（お知らせ）

日頃から、町行政の推進に対し御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。宮代町内に空き家を所有、管理されている皆様に、宮代町が新たに制定しました空き家対策条例についてお知らせいたします。

空き家が社会問題化している今、国や地方自治体はその状況を重く受け止め、法律の改正や条例制定などを行い、対策強化を進めています。宮代町も、令和6年3月に新しい空き家対策の条例を制定し、7月1日から実施する予定です。これにより、町の空き家対応・対策が強化され、金銭的な負担等を空き家の所有者に対して求めることができるようになります。

今回、強化される空き家対策のポイントをお知らせします。同封のチラシと併せてご覧いただき、本趣旨を御理解のうえ、空き家の適切な維持管理をお願いします。

● 町の空き家対策 強化のポイント

1 法律にもとづき町が空き家の認定を行います

→ 不適切管理の空き家を、状態に応じて「管理不全空家等」または「特定空家等」に認定します（不適切の状態によっては認定しない場合もあります）。

2 認定した空き家の改善が進まない場合、税金を増額する可能性があります

→ 上記の認定によって、法律や条例にもとづく措置の対象となり、町による固定資産税等の増額が行われる場合があります。

3 認定した空き家の危険箇所を町が強制的に是正する場合があります

→ 町からの是正要求に応じていただけない場合、行政代執行など町による強制的な措置が行われることがあります。その場合、町は所有者に対し費用を請求します。

● 条例は7月1日から有効化（施行）します

町の条例は7月1日から有効となり、それ以降、上記の対策がスタートします。

● 空き家の適切な管理は所有者の責任です

空き家の管理責任は、所有者にあります。所有する財産が近隣の皆さんの迷惑・心配や、地域の生活環境の悪化の原因とならないよう、適切な管理をお願いします。

【担当】環境資源課 環境推進担当

宮代町役場2階15番窓口

電話：0480-34-1111

